第１号議案　2022年度事業報告

2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

1. 概要

2022 年 2 月 24 日にはじまったロシア軍によるウクライナ侵攻により、国際法のもとで禁止されてきたクラスター爆弾や対人地雷が使用され、住宅のある市街地にも大きな被害をもたらしている。ICBL/CMC のメンバーである米国の人権 NGO、ヒューマン・ライツ・ウォッチが継続的に被害状況を発信しているほか、対人地雷全面禁止条約（オタワ条約）、クラスター爆弾禁止条約（オスロ条約）の各締約国会議においても、これらの兵器を継続的に使用しているロシアに対して複数の加盟国から早期使用停止と条約加盟を求める声が上がっている。またウクライナについてもクラスター爆弾の使用疑惑がある他、オタワ条約の締約国であるにも関わらず対人地雷の使用も取り沙汰されており、市民社会からは理由に如何に関わらず履行義務を順守すべきとの声も上がっている。

他方、ロシアと並んでオタワ条約発効以降も継続的に地雷の使用が問題視されているミャンマーにおいても、クーデター発生から 2 年が経過したいまも抵抗勢力との戦闘の中で多くの地雷が使用されており、満足な医療施設のない地方山間地で避難生活をしている人々の暮らしの脅威となっている。

JCBL は、クーデター以降音信不通となっている義足支援の現地パートナー、KNHWO（カレンニー・ナショナル・ヘルスワーカーズ・オーガニゼーション）の安否確認を続けつつ、急を要するミャンマー国内避難民および地雷犠牲者支援のために、これまでと同じカヤー州で活動する新しい現地パートナーとの協力を決定した。

日本国内においては、これらの情報を発信すべく、オンラインセミナーの企画開催やホームページに「ウクライナ」、「ミャンマー」の特別枠を設け、情報の更新に努めた。また、発足以来 25 年間継続して発行してきた「JCBL ニュースレター」のバックナンバーを全てデータ化し、ウェブ上で閲覧できるように整備した。これにより、対人地雷やクラスター爆弾に関心を持った人々が、これらの兵器の禁止を実現するに至った経緯と、条約の普遍化や順守のための取り組みの歴史を読み取ることができるようになった。

2. 事業の実施に関する事項

1）地雷/クラスター爆弾の禁止を実現するために、オタワ条約及びオスロ条約未参加国に対して早期参加の働きかけを行う事業

計画　**ICBL/CMC**（地雷禁止国際キャンペーン/クラスター兵器連合）**との連携キャンペーン**

1. 日本に在外公館のあるトンガ、ジブチに焦点を当て、オタワ条約並びにオスロ条約への加盟を働きかける（昨年からの継続事項）
2. ロシア軍からクラスター爆弾を投下されているウクライナがクラスター爆弾禁止条約に加盟するよう ICBL/CMC と歩調を合わせた提言をする。

報告

1. 未実施。
2. ICBL/CMC のメンバーであるヒューマン・ライツ・ウォッチ からの情報をもとにクラスター爆弾の使用停止をロシア、ウクライナ双方に求める声明を配信した。

2）ICBL/CMC 傘下の NGO と協力して地雷/クラスター爆弾対策を進める事業

計画

1. ウクライナにおけるクラスター爆弾と地雷を含むあらゆる非人道的兵器の使用を厳しく非難する声を、世界各地のサバイバー達と共に SNS などを使って発信する。
2. 「韓国の地雷政策のポリシーペーパー」など未加盟国の動向がわかる情報を発信し、普遍化促進と並行して、条約の「規範力」を積極的にアピールする。

報告

オタワ条約成立 25 周年を強調したイベント(ｵﾝﾗｲﾝｾﾐﾅｰ)を 2 度開催した。うち一つはウクライナで現地取材をしている報道関係者を招き、クラスター爆弾や対人地雷が使用された痕跡と、被害についてお話しいただいた。また、韓国における地雷対策については、KCBL の趙代表に韓国版地雷対策センター設立に向けた韓国政府と市民団体の対話の経過を、ニュースレターにご寄稿いただき、未加盟国における条約順守の事例として紹介した。

3)条約が定める要措置事項について、日本政府の実施状況(国際協力、犠牲者支援の実施等)をモニターして、日本政府にアドバイスすると共に ICBL に報告する事業

① 日本政府への政策提言

計画

１．オタワ条約、オスロ条約の締約国として、ロシア政府に対して地雷やクラスター爆弾の即時使用停止を求めるよう、政府の対応を促す。

２．締約国会議などの機会に、地雷対策への支援レベルが低下しないことを要請するとともに、犠牲者支援の増額を求める。

報告

オタワ条約の署名式が行われた 12 月 3 日に合わせ、未だ継続的な地雷使用が確認されているロシアとミャンマー国軍に対して、即時使用停止を求めるとともに、犠牲者に対する持続的かつ統合的な支援を求める声明を発表した。

参議院

② ICBL/CMC に日本政府の地雷/クラスター爆弾対策等に関する情報を報告する。

計画『クラスター爆弾モニター報告』の編集部に、日本政府に対する要望行動（ロシア軍によるクラスター爆弾使用についての抗議を求める要望書など）を報告する。

報告 ロシア軍によるウクライナ侵攻においてクラスター爆弾、対人地雷が使用されたことについて、オタワ条約、オスロ条約締約国である日本政府も公式に非難声明を出すよう強く要請したことを報告した。

4)アジアでの地雷サバイバー支援

計画 ミャンマーにおいて、2021 年 12 月に実施した国内避難民、地雷犠牲者に対する緊急支援の結果をもとに、現地で求められているニーズを把握し、小刻みな支援を継続する。
義足支援の工房については、引き続きスタッフの安否を確認するとともに、再開の可能性を探るが、この間も増え続ける犠牲者の支援について、国境タイ側で実施する可能性も追求する。

報告 およそ半年にわたる調査の末、ミャンマー・カヤー州とシャン州南部で活動する現地 NGO(Dove KK)との協力を決定、第 1 次段階として、国内避難民や地雷犠牲者の治療費として 3000 ドル分の支援を試行的に実施した。また 2 月には代表の清水がタイ・ミャンマー国境で、同団体の代表らと会い、本格的な支援活動に向けて、打ち合わせをした。

5)クラスター爆弾への投資禁止キャンペーン

計画 イタリアで投融資禁止法が可決されたことを踏まえ、日本においても投融資禁止法が成立するために必要な対策を考える。そのために、核兵器関連や環境問題に取り組む市民組織とも協力し、世論喚起につなげる。

報告 日本の複数の企業の経済活動がミャンマー国軍の資金源となっている現状を伝えるセミナーを開催。政府年金運用機構（GPIF）の融資も関係していることを周知した。

6）地雷･クラスター爆弾の問題について日本国内において周知させるための各種啓発事業

計画

＊ZOOM などのサービスを利用したオンラインセミナーや報告会などの企画。

JCBL 設立 25 周年の年であることを踏まえ、条約の成立や発効の記念日に合わせて、活動の成果やこの先の課題を伝えるオンラインセミナーを企画する。

＊ホームページ上で最新情報が分かりやすく見えるように「トピックス」コーナーを増やし、ウクライナ関連の情報やミャンマー情勢などを定期的に上げていく。

＊ニュースレターに掲載されている過去の記録などを活用できるように、バックナンバーを確認し、順次データ化を進める。

報告

①今年度以下の 2 回のオンラインセミナーを開催した。

＊22 年 7 月 26 日『JCBL 設立 25 周年記念セミナー・ロシア・ウクライナ戦争 “揺さぶられる”戦争犯罪の証拠』（ゲスト：TBS 中東支局長 須賀川 拓氏）

＊23 年 3 月 1 日 『軍政下のミャンマーで傷ついた人々を支える』（JCBL 代表理事 清水俊弘）

②情報発信：オタワ条約、オスロ条約の締約国会議の報告、ミャンマー情勢などを盛り込んだニュースレターを予定通り 3 回発行することができた。また、ロシア軍、ウクライナ軍双方が対人地雷を使用していることについて抗議のメッセージを伝えるプレスリリースを出した。

また、ミャンマー情勢を継続的に伝える取り組みとして「ミャンマー・アップデート」の配信に努めた。

③23 年 1 月 19 日にメコンウォッチらが呼びかける共同声明「日本政府は対ミャンマー政策の再構築を」に賛同署名をし、ともにミャンマーの軍政による暴力的な支配や人権侵害に対して日本政府が厳しい態度をとるように求めた。

④JCBL の設立以来、対人地雷やクラスター爆弾禁止に向けての様々な活動情報を網羅してきたニュースレターのバックナンバーが初回号からすべてホームページで閲覧できるようにデータ化を進め、公開した。

TV 番組

６）講師派遣

計画要請に応じて、講師を派遣し、地雷問題、クラスター問題、そして核兵器禁止条約を含む人道的軍縮に対する関心を高めるべく、講義/講演を行い、次世代の活動の担い手を育成する。

報告

山梨県内の小学校や都内の中学校、大学からの講師依頼を受け、主に代表理事の清水が講演をした。

7）組織運営

① 理事会／運営会議

理事会を、2022 年 5 月 21 日、6 月 22 日、9 月 3 日、12 月 21 日、2023 年 3 月 21 日の計 5 回実施した。

運営会議を、2022 年 4 月 16 日、7 月 16 日、10 月 1 日、11 月 5 日、2023 年 1 月 14 日、2 月 4 日の計6

回実施した。
会員総会を 2022 年 6 月 22 日に実施した。

② 役員
（理　事）清水俊弘（代表）、目加田説子（副代表）、内海旬子、上沼美由紀、渡辺美緒貴、七條孝司
（監　事）山口誠史、廣田尚久

③ 会員
団体正会員 ： 11
個人正会員 ： 67 人
個人賛助会員: 80 人（2023 年 3 月 31 日時点）